臨時福祉給付金　8月下旬から申請書を送付 申請書が届いたらすぐ確認を！

消費税率引き上げによる影響を緩和するため、低所得者に対して暫定的・臨時的な措置として、臨時福祉給付金が支給されます。

給付金の申請書は、対象となる可能性がある世帯に8月下旬から順次郵送します。対象者になると思われる人で、9月下旬になっても申請書が届かない場合は、西宮市臨時給付金コールセンターまでご連絡ください。

給付対象者・給付額など

〈給付対象者〉

平成27年１月１日現在、西宮市に住民登録があり、27年度の市民税（均等割）が非課税の人＝右フローチャート参照。

※市民税が課税されている人に扶養されている人や、生活保護受給者などは対象外

〈支給額〉

給付対象者1人につき6000円。

〈申請方法〉

申請書が届いた人は、必要事項を記入の上、添付資料とともに返信用封筒で、**来年1月29日**（必着）までに郵送してください。

※皆さんの申請を順次処理するため、申請受付から支払いまで2カ月程かかります

申請手続きなどのご不明な点はコールセンターに問合せを

西宮市臨時給付金コールセンター

050・3101・4185

問

☆**開設期間**…来年2月29日まで（土・日曜、祝日、12月29日～1月3日を除く）

☆**受付時間**…午前9時～午後５時半

◎フローチャート◎　あくまで一般的な場合を想定しています

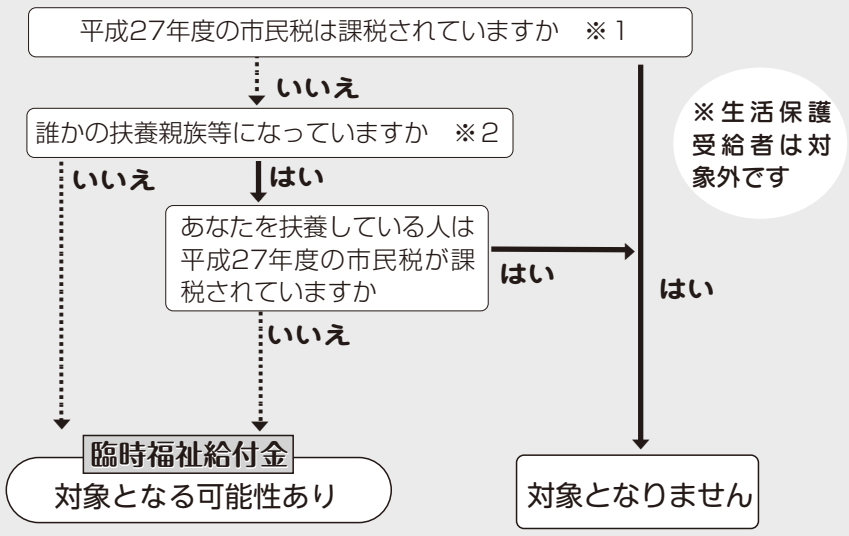

※１　平成26年１月～12月の所得により計算されます

※２　扶養親族等とは、控除対象配偶者、配偶者特別控除における配偶者、扶養親族、青色事業専従者および白色事業専従者を指します

詐欺にご注意を

給付金を装った振り込め詐欺にご注意ください。

◎市や厚生労働省の職員などがATM（銀行・コンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることは、絶対にありません。

◎ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。

◎市や厚生労働省の職員などが給付金の給付のために、手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。

児童手当など各種手当を紹介 ～申請がまだの人は相談を！

市は、子育て世帯を対象に児童手当などの手当を支給しています。支給を受けるにはいずれも申請が必要です。申請がまだの人はすぐに相談してください。

問　子育て手当課（0798・35・3190）

◇児童手当

子育て家庭の生活の安定と次代の社会を担う児童の健やかな成長を目的として、児童手当が支給されます。支給額は下表のとおり。支給は申請月の翌月からです。

この手当は、子育てにかかる費用に用いることが義務付けられています。子育ての費用のひとつである給食費や保育料を滞納し、手当を子育てと関係ない用途に使うことが無いよう、趣旨にご理解をお願いします。

なお、夫婦が離婚協議中で、受給者と児童が別居している場合は、児童と同居している親が優先的に手当を受給できます。まだ受給していない人はご相談ください。

また、児童手当を子育て支援事業のために寄付することもできます。詳しくはお問い合わせください。

【対象】15歳到達後の最初の3月末までの児童を国内で養育している人。公務員の人は職場で支給されます　※児童が海外に居住している場合は届け出が必要です

【所得制限】夫婦と児童2人の世帯で706万円（収入の目安は917万円）

【支給月】2・6・10月

対象		支給額（月額）
0歳～3歳誕生日月		1万5000円
3歳誕生日月翌月～小学6年	第1子・第2子	1万円
	第3子以降	1万5000円
中学生		1万円
※特例給付（所得制限限度額以上。1人一律）5000円		

◉児童扶養手当

対象は、父母の離婚や死別などで父または母と生計をともにできないか、重度障害の父または母がいる子を養育する人。一部公的年金等との併給可。所得制限あり。父子家庭の人も支給対象です。まだ相談していない人はご連絡ください。

支給期間は児童が18歳に達する日以降の最初の３月末まで。ただし心身に中度以上の障害がある児童は20歳未満。

支給額は右表のとおり。4・8・12月に支給します。

区分	支給額（月額）	
児童数	全部支給	一部支給
1人	4万2000円	9910円～4万1990円
2人	4万7000円	1万4910円～4万6990円
3人	5万円	1万7910円～4万9990円

※４人目以降は１人増えるごとに3000円加算

※４月分（8月振り込み分）から支給額が変更

◉特別児童扶養手当

対象は、身体、精神、または知的障害の程度が中度以上の20歳未満の児童を養育する人。所得制限あり。

支給額は右表のとおり。4・8・11月に支給します。

区分	支給額（月額）
重度障害	5万1100円
中度障害	3万4030円

※４月分（8月振り込み分）から支給額が変更

更新手続きはお早めに

7月以前から児童扶養手当および特別児童扶養手当を受給している人は、8月に更新の手続きが必要です。

該当者には更新用の手続き用紙を送付します。いずれも受付期間は8月11日～25日です。**2年間手続きをしないと、受給資格が無くなることがあります。**

	児童扶養手当	特別児童扶養手当
提出物	現況届	所得状況届
	提出が遅れると、12月の振り込みが一時的に差し止めとなります	提出が遅れると11月の振り込みに間に合わない場合があります

※8月23日（日）に市役所東館7階で休日受付を行います